

予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 令和5年3月16日（木） 午前9時30分

2. 場 所 市議会第3委員会室

3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く委員16名

4. 委員外出席議員 南野議長

5. 欠席委員 岩藤委員

6. 執行部出席者 別紙のとおり

7. 議会事務局職員 岡田局長・岡本次長

8. 協議事項

3月定例会本会議（2月28日）から付託された事件（議案2件）

9. 傍聴者 1名

会議の概要

- 開会 午前9時30分 閉会 午前11時28分
- 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和5年3月16日

予算決算常任委員長

吉津弘之

記録調製者

岡本功次

— 開会 09：30 —

吉津委員長 本日の出席委員については委員 16 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。はじめに、議案第 8 号「令和 5 年度長門市一般会計予算」を議題とします。各分科会における審査の経過について、報告を求めます。総務民生分科会副会長、中平裕二委員。

中平委員 予算決算常任委員会総務民生分科会に分担された議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。令和 5 年 2 月 28 日に開催された予算決算委員会において分担された議案第 8 号「令和 5 年度長門市一般会計予算」のうち、総務民生委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。分科会を令和 5 年 3 月 2 日及び 3 月 7 日に市役所 5 階第 3 委員会室において開催し、委員の出席をはじめ、執行部には副市長、関係部課長の出席を求め、吉津弘之分科会長が議事を進行しました。審査は、3 月 2 日に議会事務局、企画総務部、各支所、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課及び消防本部が所管する費目の審査を行い、3 月 7 日には市民生活部及び健康福祉部が所管する費目について審査を行いました。審査の経過については、すでにお手元に配布しております会議録のとおりであります、特に次の事項についてご報告いたします。

入湯税に関して、委員から「前年度比 671 万 7,000 円の増額計上となった根拠について」質疑があり、執行部から「入湯税については、ワクチン接種等の効果もあり宿泊客数が徐々に戻ってきておりのこと、また旅行支援施策等の実施や行動制限の緩和、水際対策の緩和によりインバウンドも戻りつつあることから、令和 5 年度は旅行客も増加すると想定し、入湯客数を前年度見込みより 2 万 7,220 人増の 24 万 2,263 人、前年度比 671 万 7,000 円増の 6,795 万 4,000 円を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、財政調整基金繰入金に関して、委員から「繰入額が前年度比 2 億 5,000 万円増額となったことに対する見解について」質疑があり、執行部から「財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するという役割を担っている。繰入金の予算額としては、ここ 10 年を見ても最大となっているが、各年度においては決算を見越し、最終的な繰入金額を判断したいと考えている。なお、財政調整基金の令和 4 年度末残高見込みは 37 億 4,600 万円であり、合併以降最大の残高となっている」との答弁がありました。

次に、企画費の「定住促進対策事業」に関して、委員から「定住支援員の増員理由及び見込まれる効果について」質疑があり、執行部から「本市への移住相談件数は年々増加しており、空き家バンクの利用希望者に対して登録物件数が不足している状況にある。そのため、令和 5 年度から新たに定住支援員を現行 1

名から 2 名に増員し、空き家の掘り起こしを強化することで登録物件の充実を図りたいと考えている。見込まれる効果としては、登録物件を増加させることで、住居の選択肢が増え、本市への移住者が増えることを期待している」との答弁がありました。

次に、市民活動推進費の「集落機能再生事業」に関して、委員から「地域づくり協議会の設立及び支援について」質疑があり、執行部から「令和 5 年度においては、3 地区を目標に協議会設立に向けたサポートを行っていくこととしており、引き続き、新規設立補助やモデル事業補助、拡充事業として先進的な取組を行う場合の補助を行っていく。また、新たに市民活動支援センターがオープンしたことから、中間支援機能として協議会設立に向けたサポートをしっかりと行っていけるよう業務を割り振るなど、これまで市民活動推進課が単独で行ってきたものを、市民活動支援センターとの両輪で地域づくり支援をサポートしていく」との答弁がありました。

次に、戸籍住民基本台帳費の「マイナンバーカードの普及促進」に関して、委員から「申請や交付に至っていない方への対応について」質疑があり、執行部から「マイナンバーカードの普及促進として、休日開庁や窓口延長、出張申請受付のほか、顔写真の無料撮影サービス及び申請時来庁方式による受付をすべての支所・出張所でも実施し、申請支援体制の拡充を図るなど、マイナンバーカードを申請しやすい、また受け取りやすい環境づくりに取り組んできた。令和 6 年秋には、従来の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化するとの国の方針が示されたところであり、令和 5 年度以降についてもこれまでの取組を継続して実施していく予定としている。さらには、これまで申請に至っていない方の中には、病気や身体の障害等により居宅から出ることが困難な方もおられることから、一定の基準を定めたうえで、新たに個人宅への出張申請受付を実施することを検討している」との答弁がありました。

次に、社会福祉総務費の「多機関協働包括的支援体制整備事業」に関して、委員から「集落支援員を高齢福祉課の所管とする経緯及びその効果について」質疑があり、執行部から「集落支援員は、協議会エリア支援員と福祉エリア支援員の 2 種類があり、このたび高齢福祉課所管となるのは福祉エリア支援員で、現在 7 つの地区社会福祉協議会に配置している。この福祉エリア支援員は、保健師や看護師などの資格を有しており、民生委員、児童委員との連携やサロンへの参画、地域の高齢者世帯への巡回訪問や地区社会福祉協議会が中核となって取り組む地域課題事業へのサポートなど、保健師や看護師等のスキルを生かし、様々な活動に取り組んでいる。この取組をより効果的なものとするためには、地域包括支援センターをはじめ、多機関協働事業の関与が必要であることから、令和 5 年度を契機に高齢福祉課への所管替えを調整したもの」との答弁がありました。

次に、児童福祉総務費の「入学エール給付金事業」に関して、委員から「給付金の設定根拠について」質疑があり、執行部から「給付金については、文部科学省が令和 3 年度に実施した子どもの学習費調査を参考として設定した。この調査結果によると、公立学校の学用品費、制服購入費、通学関係費等の平均額が小学校は約 5 万円、中学校は約 7 万円であり、特に中学生は部活動などの教科外活動費約 3 万円を加えると 10 万円程度となることから、小学生を 5 万円、中学生を 10 万円とした」との答弁がありました。さらに、委員から「対象となる児童生徒及び申請や給付方法について」質疑があり、執行部から「令和 5 年度に入学する児童生徒が対象であり、5 月 1 日に在籍する者としている。申請については、5 月 1 日以降、市内小中学校に在籍する児童生徒に対しては学校を通じて案内を配布、市外の支援学校等へ通学する児童生徒に対しては各家庭へ申請案内を郵送する予定としている。その後、保護者からの申請を受理し審査を行ったのち、遅くとも 7 月末までには指定された口座へ振り込む予定としている」との答弁がありました。

次に、児童福祉総務費の「すぐすく赤ちゃん応援券支給事業」に関して、委員から「応援券の設定金額の根拠について」質疑があり、執行部から「乳児期に必要となるおむつ、ミルク等の費用の一部を支援する目的で、全国の市町村の実例を参考として月額 2,000 円、対象乳児が 0 歳から 1 歳までの間の 24 か月分、計 4 万 8,000 円を支給するもの」との答弁がありました。さらに、委員から「現金支給ではなく応援券とした理由について」質疑があり、執行部から「事業の目的等から利用可能な品目を乳児のおむつ、ミルク、おしりふきに限定することから現金給付とはせず、市内店舗で利用可能な応援券の方式を採用した」との答弁がありました。

その他の費目については、特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で、予算決算常任委員会総務民生分科会の報告を終わります。

吉津委員長 これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、総務民生分科会報告に対する質疑を終わります。次に、文教産業分科会副会長、早川文乃委員。

早川委員 予算決算常任委員会文教産業分科会に分担された議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。令和 5 年 2 月 28 日に開催された予算決算委員会において分担された議案第 8 号「令和 5 年度長門市一般会計予算」のうち、文教産業委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。分科会を令和 5 年 3 月 6 日及び 3 月 8 日に市役所 5 階第 3 委員会室において開催し、委員の出席をはじめ、執行部には副市長、教育長、関係部課長の出席を求め、吉津弘之分科会長が議事を進行しました。審査は、3 月 6 日に農業委員会及び経済観光部が所管する費目の審査を行い、3 月 8 日には建設部及び教育委員

会が所管する費目について審査を行いました。審査の経過については、すでにお手元に配布しております会議録のとおりであります、特に次の事項についてご報告いたします。

農業委員会費の「情報収集等業務効率化支援事業」に関して、委員から「タブレット端末の活用について」質疑があり、執行部から「農地利用最適化推進委員に配付したタブレット端末については、今後、農業委員会サポートシステムと連携したソフトが開発されることにより、現地における農地パトロール、耕作者や所有者に対する意向調査、また法改正により農業委員会に求められることとなる地域農業の未来像を示した目標地図の素案作成への活用を期待している」との答弁がありました。

次に、農業振興費の「未来農業創造事業」に関して、委員から「有機農業等推進事業費補助金の機械導入及び有機農業の認証について」質疑があり、執行部から「有機農業に特化した農業用機械として、株間や条間の除草機械や土壤改良資材として糞を燻炭にする機械導入を想定している。有機農業や無農薬作物の証明については、栽培管理日誌等の確認が基本となるが、有機 JAS 認証等の取得も含め事業推進を図っていく」との答弁がありました。

次に、造林事業費の「市有林造林事業」に関して、委員から「市有林造林保育等委託業務について」質疑があり、執行部から「長門市の林業を推進していく上で、山口県西部森林組合とリフォレながとが核となっており、基本的には西部森林組合へ市有林の保育、再造林事業を委託することとなる。山口県西部森林組合に対し、市の造林事業に関する意向をしっかりと伝えるとともに、市有林監視業務や育林、保育といった事業に関して、今後も市とリフォレながととの 3 者で連携し推進していく」との答弁がありました。

次に、水産業振興費の「藻場保全活動に伴う J ブルークレジット活用モデル事業」に関して、委員から「事業の目的と取組について」質疑があり、執行部から「本事業は、藻場の維持、拡大に資する藻場保全活動を実施することを目的として、令和 4 年 9 月に立ち上げられた漁協、県、市、並びに地域の水産振興団体から成る「海のゆりかごブルーカーボンプロジェクト in センザキ協議会」に対して、藻場の調査業務を委託するものである。漁業者の藻場保全活動は既に始まっており、令和 5 年 10 月の J ブルークレジット発行を目標に、国へ認証申請される予定である」との答弁がありました。

次に、商工業振興費の「地域公共交通推進事業」に関して、委員から「新たな公共交通運行事業費補助金の内訳について」質疑があり、執行部から「各地区的デマンド交通運行事業に係る補助金であり、俵山地区が 500 万円、向津具地区が 520 万円、日置地区が 500 万円、青海島・市街地地区が 1,500 万円、湯本・市街地地区が 1,200 万円、渋木・真木地区が 1,100 万円、油谷地区が 1,300 万

円、黄波戸・西深川地区が 1,100 万円、三隅地区が 1,800 万円である」との答弁がありました。

次に、観光振興費の「おもてなしのまちづくり推進事業」に関して、委員から「観光案内看板改修事業の内容について」質疑があり、執行部から「長門市には観光案内看板が 6 パターン 25 箇所と、旧油谷町時代に設置した 1 箇所の計 26 箇所あり、旅ナカでの観光客の利便性向上に向け、これら看板を改修するものである。QR コードを利用し、本市の食や景観等、観光客へ充実した情報が提供できるよう情報取得手段の充実を図ることや、令和 4 年 7 月のジャパンエコトラックのエリア認定を受けサイクルツーリズムに対応した内容の整備、また再開したインバウンドに伴う多言語に対応した内容に更新するもの」との答弁がありました。

次に、道路橋梁新設改良費の「過疎対策事業」に関して、委員から「河川に架かる橋梁の工事対応について」質疑があり、執行部から「橋梁工事については、河川工事の制限により、非出水期である 11 月から 4 月末までの 6 か月間で工事を完了する必要があり、複数年で計画せざるを得ない状況にある。また、橋梁補修に関しては、内容的に細かな補修など工事に時間を要し、進捗が芳しくないことも理由の一つとなっている。こうしたことから単年度施工は困難であり、通行制限により利用者の方々にご迷惑をおかけすることとなるが、工事内容を精査し通行止め期間の短縮に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、住宅管理費の「社会資本整備総合交付金事業」に関して、委員から「市営住宅整備工事の計画期間及び住宅需要について」質疑があり、執行部から「上川西市営住宅 A 棟から D 棟の整備工事は、令和 7 年度までの計画となっている。これらの住宅は単身世帯入居の対象となっており、最近では単身世帯の相談が多いことから需要はあるものと考える」との答弁がありました。

次に、小学校教育振興費及び中学校教育振興費の「修学旅行費補助事業」に関して、委員から「予算計上した経緯について」質疑があり、執行部から「府内プロジェクトチームにおいて、市長と協働のまちづくりミーティングで子育て世帯から要望のあった、経済的負担軽減のための節目、節目での支援につながる事業について検討を行った。教育委員会としては、教育に直接かかる費用負担の軽減を図りたいという考え方から、一度に多額の費用を要し、多くの学校で積み立てを行うなど、保護者にとっても重い負担となっていると考えられる修学旅行費の補助事業を提案し、府内プロジェクトチームでの検討を経て、事業化に至った」との答弁がありました。

次に、公民館費の「仙崎公民館整備事業」に関して、委員から「財源である市債 5 億 4,410 万円の内訳について」質疑があり、執行部から「公民館と出張所の面積按分により、公民館部分に過疎対策事業債 4 億 2,070 万円、率にして

76.4%、出張所部分に合併特例債 1 億 2,340 万円、率にして 23.6%をそれぞれ充当している」との答弁がありました。

その他の費目については、特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で、予算決算常任委員会文教産業分科会の報告を終わります。

吉津委員長 これより、分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、文教産業分科会報告に対する質疑を終わります。以上で、各分科会の報告は終わりました。

田村委員 委員長、動議。議案第 8 号について修正案を提出したいので暫時休憩願います。

吉津委員長 ただ今、田村委員から修正案提出のため休憩されたいとの動議が提出されましたので、この際、暫時休憩します。再開は、10 時からといたします。

— 休憩 09:52 —
— 再開 09:54 —

吉津委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。お手元に配付のとおり、田村委員から議案第 8 号について修正案が提出されました。修正案について提出者の説明を求めます。田村委員。

田村委員 委員の皆様方にはお時間をいただきまして、ありがとうございます。それでは、議案第 8 号「令和 5 年度長門市一般会計予算」に対する修正案の提出について、提案説明を行わせていただきます。私は、2 月 28 日の本会議におきまして、第 3 款「民生費」、第 2 項「児童福祉費」、第 1 目「児童福祉総務費」、「入学エール給付金事業」3,310 万 7,000 円について質疑を行っておりますが、今回の修正案は、この入学エール給付金事業 3,310 万 7,000 円の削除を求めるものです。それでは、その理由について説明させていただきます。市長は、令和 5 年度施政方針において、当初予算の編成に当たっては、市民や関係団体等と一緒に「フォア・ザ・ながと」で、「人口減少に立ち向かい、新たなステージへ導く予算」と位置付け、任期最後の集大成として取り組んだと述べられています。ここで、令和元年 11 月 27 日に市役所幹部職員を前にして行った訓示を一部ご紹介します。市長は、訓示で「市政運営のために、職員自ら当事者意識を持って実践し、私と一緒に市民の皆さんに本当に信頼される日本一のたたかう市役所をつくっていきましょう」と述べておられます。しかしながら、「ポストコロナ時代を見据えつつ、人口減少に立ち向かう」本市のかじ取り役を担うべき市長からは、子育て世帯に寄り添う気持ちやその支援に取り組む熱意やガッツ、まさに訓示で述べておられたような「たたかう」気持ちを感じることができません。なぜならば、昨年の「ハローベイビー応援給付金」修正案が可決されたあと

に、それに代わる子育て世帯への経済支援策が示されなかつたことがその象徴であり、もし市長に人口減少や少子化問題が最重要で喫緊の課題であるとの認識と理解、そして「たたかう」気持ちがおありなら、又は熱意やガッツがおありならば、議会が何と言おうと、何を置いてもまず、多子出産あるいは多子世帯への支援策が矢継ぎ早に示されたはずであり、少なからず期待もしておりましたが、残念ながら市長からは「議会が理解しなかつた」と、言い訳とも愚痴とも取れる言葉が出ただけがありました。さて、「令和 5 年度当初予算（案）の概要」では、子育て世代に選ばれるまちづくりにおける主な取組として、すぐすぐ赤ちゃん応援券支給事業、小中学校修学旅行費補助事業、そして入学エール給付金事業が示されております。すぐすぐ赤ちゃん応援券支給事業につきましては、子どもの誕生を祝い、市内指定取扱店でおむつ等の購入ができる応援券の支給を行い、小中学校修学旅行費補助事業につきましては、小中学校の修学旅行参加の実績に対して費用の一部を現金で補助するものであり、どちらの事業におきましても具体的な子育ての場面に活用が限定されたものであります。しかし、入学エール給付金事業につきましては、事業名に「入学」と付けられているものの具体的な子育ての場面の支出を対象としたものではなく、その上、現金給付という方法は教育費だけに活用されるものではなく生活費や貯蓄、さらには遊興費にも使えるということであり、子育て家庭の経済的負担の軽減策として本当に正しいのかという疑問が残ります。また、子育て家庭を対象としながら、高等学校入学を対象としなかつた理由についても疑義があります。2月 28 日の本会議での私の質疑に対して市長は、「市長と協働のまちづくりミーティングにおいても、小学校入学後の負担感を感じるといった意見をいただいたところであります」と答弁しておられましたが、このことがまずは小学校入学を対象にした理由として述べられたのだろうと解釈いたしますが、そのミーティングの参加者の発言の意図は、単純に経済的な負担を述べられたのではなく、保育園から小学校に上がるときに保育の時間が短くなることにより仕事との両立が困難になる、いわゆる「小 1 の壁」について問題提起されたのではなかつたのでしょうか。「小 1 の壁」、これは 5 万円をもらって解消する問題でしょうか。この「小 1 の壁」のようなものが子育ての節目ですが、市長は施政方針で、誰もが「子育てしながら働くまち」の実現に取り組むと述べられております。この件について、岩藤睦子議員が 2 月 28 日の本会議で、「誰もが「子育てしながら働くまち」の実現に該当する令和 5 年度の新規事業は何か」との質疑を行い、市長は具体的な事業についてはお答えになりませんでした。あるいは答えることができませんでした。なぜか、そもそも市長は「小 1 の壁」に象徴される、子育てしながら働くことが困難である理由について理解していらっしゃらなかつたからではないでしょうか。これが、高校入学を対象にしなかつたと説明された理由の一つであります。さらに、文部科学省の調査結果をお示しになり、令和 3 年度の子どもの学習費調査では、公立の小学校、中学校、高等学校のうち最も学習費の支出が多

いのは中学校だったことから、この度は義務教育である小中学校に入学した児童生徒を対象にしたと答弁されておりましたが、予算決算委員会総務民生分科会の林哲也委員の質疑で示されたように、その調査結果では中学校の年間の学習費が約 53 万 8,000 円、高等学校約 51 万 2,000 円であり、その差はおよそ 2 万 5,000 円ほどであります。確かに、この数字だけを見ると中学校の年間に係る学習費の金額のほうが多いと見ることもできますが、その区分を見ると、中学校の学習費の中には学校給食費が約 3 万 7,000 円含まれており、高等学校の学習費には持参する弁当の食材費は含まれていません。では、条件を公平にするために学校給食費を外して比較すると、逆転して高等学校の学習費のほうが多くなります。また、この調査からは、高等学校に在学する子どもに対して出勤前に保護者が朝早く起きて弁当を用意して子どもに持たせてやる負担があるだろうことを推察することができますが、中学校の生徒の保護者には学校給食があるおかげで、この負担はありません。まさに「子育てしながら働くまち」を実現しなければならない理由がここにあり、子育て支援は金額だけを見るのではなく現場に寄り添った当事者意識が必要だと認識する必要があります。この事業のおかげで、新しい気付きを得られたことに感謝申し上げます。さて、この文科省の調査結果と、先ほどの「市長と協働のまちづくりミーティング」の意見を根拠に高等学校を除外して義務教育だけを対象とした理由とするのは無理があります。そもそも政策決定は個別の意見を根拠とするのではなく、アンケート等の調査や実証実験のような全体的・客観的なデータに基づいて行われるべきだと考えますが、声の大きい人の意見が採用される、又は言ったもの勝ちにならないように議会も公平中立、総合的・俯瞰的な視点を持って審査を行わなければならぬと反省しているところです。さて、令和 4 年度のハローベイビー応援給付金事業の対象が 100 人あまり、今回の対象人数は 400 人ほどに増えております。もらえる人が多いのですから、委員のみなさんの周りに「もらえたたらありがたい」という声が多いのは当然であります。お金をもらえることを嫌がる人のほうが少ないのでしょうか。しかし、私の周りの幼保・小中高の子育て世代からは「お金がもらえるのはありがたい」という声があると同時に、「本質はそこではない、現場を理解してほしい、もっと他に使いみちがあるだろう」との苦言も聞こえています。この事業の問題として、まずは金額設定、私はこの事業について高等学校を対象としないのはおかしいと申し上げているわけですが、この 5 万円、10 万円という金額設定は高等学校まで対象としたときにどうなっていたか。高等学校まで対象としたときに総額 3,300 万円を超える規模の予算を組んだかどうか。ならば、この 5 万円、10 万円という金額設定が妥当なのかという疑問があります。そして金額もさることながら、もらえる人、もらえない人が差別される不公平性であります。同じ年に生まれた 4 月 2 日生まれは対象になり、4 月 1 日生まれは学年が違うので対象にならない、同じ子育て世代、同じ生活環境にあって誕生日が 1 日違うだけで 5 万円、又は 10 万円がもらえる人

ともらえない人の分断を生むような事業に、これが 4 年間の集大成かと大いに違和感を覚えます。本市は、児童手当や、中学校卒業までの全児童生徒に加え高校卒業までの所得制限付きの医療費の無料化に取り組むと同時に現在、様々な年代を対象とした子育て支援事業も展開されておりますが、「子育てしながら働けるまち」の実現には道半ばであります。少子化対策の費用対効果の高い施策の更なる検討が必要です。瞬間的な「ばら撒き」ではサステナブルな子育て世帯への経済支援、少子化対策にはなりません。以上で提案理由の説明を終わります。

それでは、修正案の内容について説明いたします。皆様のお手元の資料をご覧ください。本予算修正案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 205 億 7,990 万円に修正しようとするもので、第 1 表「歳入歳出予算」の表中、歳入では第 20 款「繰入金」、第 1 項「基金繰入金」を 3,310 万円減額し、歳出では第 3 款「民生費」、第 2 項「児童福祉費」を 3,310 万 7,000 円減額し、予備費に 7,000 円を計上するものです。修正に関する説明として、歳出については予算書 122 ページ、123 ページに記載のある第 3 款「民生費」、第 2 項「児童福祉費」、第 1 目「児童福祉総務費」の入学エール給付金事業 3,310 万 7,000 円を全額削除し、第 3 款「民生費」、第 2 項「児童福祉費」、第 1 目「児童福祉総務費」に充当されている一般財源 7,000 円を予備費に組み替えるものです。また、歳入については、この事業の特定財源である第 20 款「繰入金」、第 1 項「基金繰入金」、第 9 目「地域活性化基金繰入金」のうち入学エール給付金事業に係る 3,310 万円を減額するものです。以上で、提案説明を終わります。

吉津委員長 これより提出者に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 提出者の田村委員が、先ほど提案説明を述べられました。ちょっと早口だったので、なかなか論点を自分の頭の中でとっさに整理することがかなわないで、改めてお聞きしますけれども、例えば田村委員はこの小学校入学、あるいは中学校入学に加えて高校入学がこれに予算に計上されていたら、こういう修正案を出さなかつたというふうに理解してよろしいんですか。

田村委員 ちょっと早口で申し訳なかつたんですけれども、2 つ述べさせていただいておりまして、1 つは高校が入っていないかったことについて疑義があるというふうに申し上げたところです。もう 1 つにつきましては、この総額についてもう少しご検討いただいて、費用対効果の高い例えば多子世帯に特化したであるとか、それから全世帯、入学にあたっては、どこの世帯も節目にあたっては積立をしております。その積立を全体的に支援できるような教育費の負担軽減であるとか、そういった予算に回せなかつたのかという 2 点であります。ですので、仮に高校入学がこの事業に含まれていたとしたら、これを出さなかつたかということではありません。

林委員 この問題は、田村委員の問題意識としては 2 つあるわけですよね。1 つは高校入学がなぜ含まれていなかつたのかと同時に、シームレスな子育て支援

をどうしていくかということですよね。だから私が聞いたのは、もし仮に高校入学のエール金が事業に盛られていても、修正案を提出するということなんでしょうか。

田村委員 先ほど説明を漏らしましたけれども、もう 1 つ私が提案理由で述べさせていただいておりますけれども、誕生日が 1 日違うだけでこれだけの金額がもらえる、もらえないという不公平感も述べさせていただいております。ですので、もしこの金額を基準に提出されたということでありましたら、同じく修正案を提出したと思います。

林委員 昨年のハローベイビー応援給付金の話も言われていましたけれども、あのときの本委員会での議論という中でありましたのは、子どもの成長に合わせた節目、節目の支援策ということも提起されていたと思うんですけども、これはそのカテゴリーには入らないというふうに理解していいんですか。

田村委員 入学というのは、確かに節目であるということに変わりはないと思っております。ただし、ここで申し上げさせていただいたのは、例えば給付方法であったり、それからもらえる人、もらえない人。今年から始まるのであれば、去年までの人はもらえないということにもなります。そして、それが必ずしも子育てのために使われるかどうかということに対しては、これだけの金額ですから甚だ疑問があると。そういう視点でありますので、節目と言えば節目と言えなくはないと思います。ただ、他の 2 つの事業をご紹介させていただきましたけれども、すぐすぐ赤ちゃん応援券支給事業とそれから修学旅行の支援がありましたけれども、これは使える場面を限定して、地域で子育てを、家庭の子育てを応援するといったような視点であると思っております。今のご質問ですけれども、入学というのは節目ではないのかというところですけれども、節目であるかないかと言えば節目であります。そして、入学と同時に卒業も節目ではあります。

林委員 分かりました。今の田村委員のお話を聞いていて思うんですけども、田村委員が今回修正をするということについて言いますと、私は新規の事業というはある程度、不公平感というものは必ず出ると思うんですよ。どんな事業をしても。以前もらっていない人と、今回からもらえる人というふうに、新規の事業というのはそういうものだと私自身は認識しているんです。特にこういう給付金事業なんかは。その辺りで不公平と言われるとどうなのかと。新規事業をやる場合は、遍く全てを網羅したような予算立てをしていくのかという話にななりませんかね。拡大解釈になるんだけど。その辺りはどうなんでしょうか。不公平感という点で言うと。

田村委員 新規事業に対して、こういった不公平感がありがちだということはおっしゃるとおりだと思いますけど、私はそれにしてもやりようがあるだろう

というふうに思うわけです。この5万円、10万円の根拠については、先ほどの委員長報告でも説明がありました、分科会の中でも担当課からそのように説明がありました。確かに、そのぐらいの金額はかかっているものと思いますけれども、保護者からしてみるとそのために積み立てをしている訳です。その積み立てを支援するという意味合いで、例えば給食費、3,000万円を使った給食費の2子以降の無償化であるとか、2子以降の保育の無償化であるとか、そういう出来ることは他にあると思っております。そういうことを今後やっていこうと。議会としても、給食費の無償化を求めるというふうに表明をしております。そういうことをやろうと思ったときに、財源を確保すると、しなければいけないということを考えたときに、この3,000万円のインパクトというようなことで、今回はこれを取り上げておるわけでございます。

吉津委員長 他に、ご質疑はございませんか。

中平委員 先ほど、田村委員のほうから説明があったときに、これではなくて多子世帯等への支援ということで言われましたが、確か昨年度のハローベイビー応援給付金のときに、田村議員も修正案に賛成の立場だったと思うんですけど、その辺りの整合性はどうされているんでしょうか。

田村委員 おっしゃるとおり、昨年のハローベイビー応援給付金については、3子目、4子目に手厚い50万円、100万円という金額が支払われるというふうな組み立てがありました。それに私は反対をしましたけど、反対の理由について私は、他の方が沢山討論をしていらっしゃいましたので討論理由というのを述べて、反対理由というのを述べておりませんけれども、本会議で岩藤睦子議員が質疑をされたときに、市長の答弁の中に、この給付金によって多子出産をしていただきたい、そういうふうな意味合いのことを述べておられたと思います。ですから、そのときにはお金があげれば子どもを産むだろうというふうな発想が見てとれたということに対して、私は反対をしたわけであります。今回、先ほども提案理由の中で言いましたけれども、矢継ぎ早に多子出産だと、少子化対策は多子出産だ、多子世帯への手厚い支援だというふうに市長がそのときに結論づけられたのであれば、矢継ぎ早に出てくると思ったんです。例えば、我々が問題にしております給食費についても、それから保育園の無償化とか、支援とか。そういうものがあると思うんです。例えば、児童手当の2子目以降の市独自の増額であったりとか、やることはいっぱいあるだろうと思うんですけど出てこなかつたということについて疑義を感じております。私自身は、多子出産、多子世帯に対する支援は、これから的人口減少、長門市最大の問題と考える中で必要だと思っております。ただ、お金をあげるから産んで下さいという提案内容、市長の答弁に対して私は反対を表明したことあります。

中平委員 今の田村委員の回答を私なりに理解すると、多子世帯というところ

で、田村委員が第2子みたいなところを言っているけど、第3子、第4子というのを本当の多子世帯ではないかと思うんですよ。先ほど林委員も言われましたけど、やはり新規事業をするにあたっては、やはり多少の「もうちょっとこれを足せよ」とか、「これを引けよ」というのがあると思うんですけど、林委員にも答えられましたように、高校生を入れればいいのかと言ったら、高校生を入れても駄目だということで、ちょっと昨年のハローベイビー応援給付金の修正案が出されて、修正案が可決されたあの地方紙の新聞に、ゼロ回答、賛成だという意味で、もう少しこれをこうするとかいうところを田村委員はどう思われているのか。質問の意味がぼやけますが、お答えられますか。

吉津委員長 すみません、本議案についての――

中平委員 いえ、違いますよ。もちろん去年のハローベイビー応援給付金じゃなくて、田村委員が言われている多子世帯の第2子みたいな形で今、返答があつたので、第3子、第4子とかああいう方の考えはどうかという。田村委員の答弁を受けての質問です。

吉津委員長 多子の第3子、第4子の考え方ということですね。

田村委員 おっしゃるとおりで、多子世帯というのは、いわゆる3子目以降のことを指すと私も思っておりますけど、この人口減少というか、少子化が進行する時代に、もう3子目以降とか言ってられないんじゃないかなというふうに思っております。これはよその自治体の事例を見られてもあると思いますけど、2子目以降と私は先ほど申し上げましたけど、2子目以降が一律の支援になっているというわけじゃなくて、2子目以降はこれだけの支援、3子目以降はこれだけの支援というふうな段階的なものがあると思っておりますので、そういういたところに着目をしていただきたいなというふうな思いであります。

綾城委員 田村委員に1点だけ。先ほど説明の中で、現金給付というのはいかがなものだろうかと。基本的に現物支給が良いのではないかと、直接届くような支援が良いのではないだろうかということをおっしゃられました。その考えについてはよく分かります。ただ、今回委員会審査の中で少し、その辺の執行部の答弁の中にはなかったかもしれませんけれども、この度おむつのほうは商品券なんですね。入学エール金のほうは、なぜ現金になっているかというと、入学をしたあとにどうしても支給をすることになるので、実は入学をする前にものを買ってしまっていると。だから、事業をはじめるにあたって、制度設計上、入学したあとに出さざるを得ないので、とりあえずここは現金で出さざるを得ないと。もう買ってしまったあとなのでというところで、審査の中でもう少し詰めればよかったのですが、例えば今後この事業を執行していくにあたって、例えばそういう現物支給の可能性であったりとか、それを模索していくようなそういうこととか、その辺についてはどう思われますか。

田村委員 おっしゃるとおりだと思います。子育て支援、子育て家庭への経済的負担軽減を目的としてこの事業を行われておりますので、事業目的が子育てに特化したものでなければいけないと思っております。ですから、現金支給については、先ほど私の提案説明の中で申し上げたというところであります。その辺については、おっしゃるとおりだと思います。

重村委員 1点ほど田村委員にお尋ねします。今の提案説明で、部分的には賛同する部分もたくさんあります。昨年、ハローベイビーを議会が修正可決して、実際に市長は、子育て世代の応援というのを事業できちんと政策としてやっていかないといけないということが、極論から言うと1年遅れて、もう1回プロジェクトチームの中でいろいろな話を聞き、1年かけて再度組まれてこういった施策を展開されてきたんですけど、田村委員も子育ての真っ最中の中で、田村委員が修正動議を出されるというのは、非常に重たいというふうに私は思うんですけれども、やはり一方で、私もたくさんはいらっしゃいませんけど、子育て世代の方たちに「こういう予算の案件を審査しているんですよ」ということで聞くと、やはり「ありがたい」というご家庭のご父兄もたくさんいらっしゃるわけですね。私は、事務事業というのはこういうふうに新しいものが提案されたときというのは、こういった事業というのはできるだけ完熟されたような、叩いて叩いて、叩いた挙句に出てくるものがいいとは思うんですけども、なかなかやはり新規事業というのは、いろんな角度から見たときにやっぱりプラスアップが必要であったり、改善が必要であったりということがあろうというふうに思っています。その中で2年続けて、子育て支援策というのは待ったなしという状況の中で、2年続けてこういった形のものを修正していくというのは、ある意味私からすると、ある程度昨年を踏まえて良いものをつくってきたと。だけど部分的にはこれからも考慮していく部分もあるというふうに私は認識をしているんだけど、2年続けてこれを議会が否決する、またはこうやって修正して削除していく、このあたりというのはどのように市民の方に説明するかというのは、非常に大きな、私は議会人として責任があろうと思うんですけど、このあたりの見解というのを確認させてほしいと思います。

田村委員 おっしゃるように、私も子育て真っ只中であります。今、小学校と高校に行っておりますけれども、そういう中で接する保護者の声というの割と本音の部分というのが多く耳に入ってくるところでもあります。今日は活発な質疑応答をさせていただいて非常にありがたいなと思っておりますし、こういった姿が議会の民主主義のあるべき姿だろうなというふうに思っておりますので、大変そのあたりは感謝をしております。2年続けてこういった修正案が提出されるということ、それから昨年に比べてプラスアップされたものが出てきているはずだというふうにおっしゃっておられましたし、その通りだ

と思います。そこでいくと、今回のおむつ券事業であるとか、おむつ持ち帰りの廃止であるとか、それから子どもを修学旅行に行かせてあげたいと思う保護者の気持ちを私は重々分かっております。そういう修学旅行に対して、家庭の経済的負担がないようにそうやって支援しようじゃないかという今回のプロジェクトチームからの提案については、大いに賛同するところであります。ただ、ちょっとこの入学エール金につきましては毛色が違うなということで、ちょっと見過ごすことができなかつたというふうに思っていただければと思っております。こういった議論が議場でと言いますか、この委員会の場で繰り広げられるということが、これから議会運営にとって良いことではないかなというふうに思います。皆さんそれぞれ、もうこれに対する態度をお決めになっていらっしゃるだろうとは思います。思いますが、私の周りにいる先ほど言いました幼保・小中高の保護者たちの声というのも民意でありますので、こういった場で皆様にご説明をさせていただく機会をいただきたいというふうにお願いを申し上げたところです。

早川委員 先ほど田村委員のほうから、子育て真っ最中でと。そういうえば私も子育て真っ最中なので、この件につきまして、入学エール給付金につきましては、私の周りも結構な人数を聞いております。まず一斉に出るのが、お母さんたちは「助かる」という声なんですよね。やはりどれだけ小学校、中学校、特に中学校はいくら積み立ててもやっぱりお金ってかかるものんですよ。それを今度、今ようやく、ハローベイビーのときもそうでしたけれども、ようやくこうやって皆さんのが前回否決されたところでこうやってプラスアップしてきたことを、今周りに聞くと私の周りは全て「助かる」「本当にありがたい」という声が多いです。その方たちの声というのは、田村さんのほうには行ってないんですか。聞こえていないんでしょうか。

田村委員 先ほど提案説明でも申し上げましたけれども、私の周りの声ですが、「もらえるのはありがたい」という声が多いということ、声があると同時に「本質はそこではない」「現場を理解してほしい」「もっと他に使いみちがあるだろう」という声も同時にありますというふうにご説明申し上げましたので、そのとおりで思っていただければと思います。黙っていたらお金がもらえるわけですから、お金をもらってありがたくないって人はいませんよ。今回の事業の対象は400人であります。今長門市の小学校、中学校、高校でいくと2,400人ぐらいいるんでしょうか。その中の400人が対象と。今後小学校、それから中学校に入学していく人が対象になってくるだろうと、この事業を継続するのであればですけれども。というところですけれども、これが将来の他の子育て支援策、実証実験だったりアンケート調査であったり、全体的な総合的なデータを検討した中で、これじゃなくて他の事業が必要だとなったときに、この3,300万円とい

う金額が、児童・生徒数が変わればこの金額も変わってきますけれども、これが足かせにならないように、将来の負担にならないようにというふうな思いで、今回はおっしゃるように私の周りでも「ありがたい」という声もあります。ありますぐ、あえて申し上げさせていただきました。

中平委員 一部、重村委員の質疑とかぶるんですけど、重村委員も言われて、前年度ハローベイビー応援給付金の修正案を可決して、今年度この入学エール給付金の修正案がもし可決になつたら、2年連続で子育て支援に関する、昨年度は多子世帯で、今年度は平等にということで、2年連続でこれを可決していたら、また次に出る子育て支援策が——極端な話が、この今の議員には何を出しても駄目だと、みんな否決されてしまうというような考え方で、執行部が怖気づく——まあ、怖気づくっていうのはないと思うんですよ。ですけど、去年のハローベイビー応援給付金の修正案可決から、田村委員とか他の委員が「なかなかそういう子育て支援を出さないな」って言つたら、だけどそれはやっぱり執行部からしたらね、生半可なものは出せないという考え方になると思うんですよ。これ「もし」とか「たら」とかいうあれはないんだけど、この修正案が可決されたときに、執行部を委縮させるんじゃないかと思うんだけど、その辺の考えは田村委員はどう思いますか。

田村委員 中平委員おっしゃるとおりだと思います。今まで私もいくつか過去に修正案を出させていただいたときもありますし、そういった中で皆さんとお話をさせていただいたこともありますけど、今回これを提出するにあたっての私の動きが、私の何ていうか考え方であるというふうにお察しいただければと思います。事前に皆さんにお話をせずに、今回このように突然提出させていただいた形をとったということについて、お察しいただければと思います。また、事業についてですけれども、それはお金をもらえたほうがいいという声があるのは当然であります。過去の委員会といいますか、予算であつたりとか、その事業の審査にあたって、これは心がけなきやいけないなと思うものは、「あつたらいいな」ってよく言うんです。でも逆に、「あつたらいいな」は「なくてもいい」という言葉があります。これは本当に必要なのでしょうかといったところを、私の中でもその他の審査に対して、市民の税金を使う事業を審査するという上で、もう少し真剣に取り組まなきやいけなかつたなというふうな反省をしなきやいけないなと思う部分もありつつ、今回につきましては、それでも提出させていただいたというふうに思っております。これで市長が「たたかう市役所」を本当に目指されているのであれば、令和元年11月27日の訓示で申されたような、そういうお気持ちであるのであれば、これにひるむことはないと思いますし、おそらく皆さんも今回の態度表明にあたっては、そのあたりを総合的、俯瞰的に判断をして、そして私が今申し上げた、なぜ皆さんにとっては寝耳に水のような出し方

をしたかというところも含めて、判断をしていただければと思います。

早川委員 今田村委員が「あったらいいな」という言い方をされたんですけど、先ほど私は皆さんに聞いたときに「助かる」という声が出てきたと。そのことについては、今の「あったらいいな」という考え方と「助かる」という、中学校入学とか小学校入学する親御さんたちの気持ちも、やはりそこは汲んでいただきたいなと思っているので、その「助かる」「あったらいいな、もらったら嬉しいな」ではなくて「助かる」という声に対しては、本当にどのように思っていらっしゃるかお尋ねします。

田村委員 「助かる」という声があるというのは理解できます。ですが、助けてほしいのは、対象となる 400 人の世帯だけではないと私は思っております。

吉津委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないで、田村委員から提出された修正案に対する質疑を終わります。

討論を行います。本案については、原案と修正案をあわせて討論を行います。なお、発言の際には、原案又は修正案のいずれに対する意見であるか、また賛否を明らかにして発言していただくようお願いします。ご意見はございませんか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 8 号「令和 5 年度長門市一般会計予算」について、修正案及び原案に反対する立場で意見を申し上げます。まず、修正案に反対する理由を申し上げます。昨年の 3 月定例会における本委員会の後期全体会の中で、「令和 4 年度長門市一般会計予算」の第 3 款「民生費」、第 2 項「児童福祉費」、第 2 目「児童措置費」に計上された「ハロー・ベイビー応援給付金」に係る事業費 2,000 万円を全額削除する修正案が提出され、賛成多数で可決しております。この修正案をめぐる討論の中で、子どもの成長過程に応じて、小学校や中学校の入学時、高校の入学時などの節目、節目にお祝い金や支度金を支給し、子育て世帯の負担軽減を図るべきとの提案もなされております。したがって、修正案の第 3 款「民生費」、第 2 項「児童福祉費」、第 1 目「児童福祉総務費」に計上された「入学エール給付金事業」については、本委員会での議論が一定程度反映されたものになっており、また解釈の違いはあっても、今年度に市内 9 箇所で実施された「市長と協働のまちづくりミーティング」で出された意見も踏まえていることに鑑み、事業に係る事業費 3,310 万 7,000 円を全額削除する修正案に賛意は示せないことを申し上げておきます。しかしながら、この修正案は逆説的に言えば、原案に反対する理由にもなりうるものであります。次に、原案に反対する理由を申し上げます。予算は一括して賛否を問い合わせ、一つの項目ごとに賛否を問うものではありません。市民要求が実現する内容もあれば、無駄な予算や市民にとって痛みとなる予算も含まれている場合もあります。したがって、提案された予算の内容に応じて、修正案や組み替え動議を出すこともあれば、討論を通じて賛否の態度を明らかにすることもあります。個々

の施策で賛成しているものがあるからといって、必ずしも予算全体に賛成するとは限りませんし、逆に予算全体に反対しているからといって、市が行う施策のすべてに反対だというわけではありません。ご承知のように、議案の中で最も大切なものは予算であり、その予算の執行を通じて確定したものが決算であります。この3月定例会は「予算議会」と呼ばれ、市長の施策の大綱と当初予算案が提案される、1年の中でも極めて重要な議会であります。地方自治法第1条の2では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとする」とうたわれております。地方自治の本旨に基づき、その財源・権限を市民の立場に立って住民福祉の向上に努めるとともに、安全・安心のまちづくりの推進など、市民に寄り添う姿勢が求められております。言うまでもなく当初予算案は、市長の政治姿勢を写す鏡であります。私は2月17日の3月定例会の開会初日に行われた市長の施政方針や提案説明、本会議や委員会での議論、また毎定例会での一般質問での論戦を通じて、市長の政治姿勢や行財政運営に対する取組を注意深く見てまいりました。市長がどういう考え方で予算を編成しているのか、必要な施策に十分な財源が充てられているのか、市民の目線で不要不急と思われる施策はないのかなどを総合的に勘案して、予算案への態度を慎重に判断しております。令和5年度一般会計当初予算案は、206億1,300万円となり、前年度の192億9,200万円から6.8%増となっております。当初予算案は「フォア・ザ・ながと」で、「人口減少に立ち向かい、新たなステージへ導く予算」と位置付けられておりますが、本市の財政構造は、地域経済が脆弱であることから自主財源に乏しく、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない構造となっております。その上、人口規模に比べて広範な中山間地域を有しているため、生活環境整備や教育、福祉行政施策に経費を要するなど、地域特有の問題も多く、厳しい財政状況が続いております。また、少子高齢化や若者の都市部への流出により社会・経済活動の縮小、生活基盤の維持や福祉対策、さらには公共施設の老朽化や空き家への対策等、本市の抱える構造的な課題が財政運営に影響を及ぼしております。こうした様々な課題が山積する中で、3つの重点施策に沿って、「市民のいのちと生活を守る」ことを最優先に、福祉、環境衛生、防災・消防、教育、生活基盤の整備はもとより、農林漁業、商工業、観光振興など、産業基盤の強化に取り組む姿勢も随所に見受けられ、さらに、令和3年度決算を通じた議会からの要望事項についても限られた財源の中で予算に反映されたものも多くあり、こうした点は大いに評価するとともに、市長以下、関係部署のご努力に対して心から敬意を表するものであります。市長は、施政方針の中で「本市にとって人口減少への対応は、待ったなしの最重要課題」との認識を示しております。しかし、その認識に照らしてもみても、残念ながら予算案からそれを読み取ることはできません。入学エール

給付金事業にしても、これは小・中学校への入学を祝い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものであります。一番お金がかかる高校への入学は除外されており、中途半端な子育て支援になっております。また、子ども医療費の高校生への所得制限の撤廃をはじめ、新たな多子世帯への支援もありません。たしかに人口減少、少子化は、子育て世代への金銭的な援助のみで問題が解決するものではなく、安心して子育てできる環境づくりが必要であります。子どもが情緒豊かで健やかに成長していくよう、保育環境の充実等にも取り組まなければなりませんが、市長の政治姿勢からは子育て世代に寄り添う気持ちやその支援に取り組む熱意を感じ取ることはできないであります。市長にとって任期最後の集大成となる令和 5 年度当初予算案は、子育て支援策が不十分なものになる一方で、「最小の経費で最大の効果をあげる」という自治体財政の基本原則を疑問視せざるを得ないものもあります。具体的な事例を挙げれば、第 7 款「商工費」、第 1 項「商工費」、第 2 目「商工業振興費」に計上されている戦略的産業基盤強化事業であります。旧山口福祉専門学校跡に IT 企業の集積拠点を整備するため、土地建物購入費や施設改修に向けた設計業務委託費が計上されております。ハード・ソフト合わせた総事業費は約 8 億 5,000 万円が見込まれておりますが、これから西消防署や油谷支所の建て替えなど、約 12 億円のハード事業を抱えている中で、将来的な維持管理も含め、費用対効果も定かではないこの投資については疑問視せざるを得ないのであります。また、三隅地区工場用地整備事業については、当初は 5 億 4,890 万円の事業費が見込まれておましたが、用地取得の見通しを大きく見誤ったために、現在の事業費の見込み額は 11 億 2,437 万 8,000 円となり、5 億 7,547 万 8,000 円も事業費が増大しております。私は平成 29 年 6 月定例会の一般質問の中で、「すでに当初計画どおりに事業が進展していないとすれば、現実的な選択肢として事業そのものを一旦白紙に戻すということも考えておく必要がある」と述べ、当時の市長の認識を質しております。そして同年 9 月定例会において本委員会に付託された平成 29 年度長門一般会計補正予算（第 2 号）の審査では、すべての地権者の同意を得ることなく事業を進めるべきではないとして、企業立地促進事業費 2 億 5,650 万円を全額削除する修正案が提出されておりますが、賛成少数で否決されております。この修正案の否決こそ、その後に事業費が増大するきっかけとなるターニングポイントであり、執行部の執行責任とともに、私自身、改めて議会の議決責任の重さを痛感したものであります。現在、長引くコロナ禍の影響により地域経済は疲弊し、それに加えてエネルギーや原材料価格の高騰により、記録的な物価高が市民生活をはじめ、事業者の経営環境を悪化させております。今は IT 企業の集積拠点を整備するための投資ではなく、市民への生活支援策や農業や漁業従事者、中小零細事業者に対する支援策であり、当初予算案はこうした施策が欠落しております。

さらに第7款「商工費」、第2項「観光費」、第3目「観光振興費」の公民連携とは名ばかりの長門湯本温泉観光まちづくり推進事業があります。長門湯本温泉観光まちづくり推進事業については、エリアマネジメント組織への補助金があります。エリアマネジメント会社は、「リスクを背負って、覚悟を決めた民間事業体」というふれこみであります、その実態は、補助金による過剰な行政依存となっております。入湯税の不均一課税は湯本地区で採用されており、補助金の原資は目的税である入湯税であり、長門湯本温泉みらい振興基金を通じて支出されております。私自身、当初はこのスキームによって、厳しい観光客目線の評価を前提に置いた妥協なき観光まちづくりを着実に継続し、長門湯本温泉街の持続的再生が実現でき、地元が結集して一枚岩になり必死になってできるところから官民共同で力を合わせて実行していくことこそ、湯本の持続的発展の最後のチャンスであると考えていただけに、一昨年の観光公衆トイレの問題に端を発したエリアマネジメント会社と地元住民との軋轢が表面化したことによって、残念ながらこの認識は改めざるを得ないという結論に至っております。入湯税を納める受益者への還元と、本市が提案する観光客へのおもてなしの両面から、不均一課税と合わせ、長門湯本温泉みらい振興基金はきっぱり廃止すべきであり、こうした前市政からの政策を引き継ぐことはやめて、観光振興基金条例に統一し、入湯税本来の趣旨に立ち返ることを提案するものであります。予算執行後における年度末の市債残高見込額は200億8,924万9,000円となっており、一般会計の弾力的な運用を困難にしており、国民健康保険料の引き下げや水道事業会計など他会計への繰り入れが制約されております。これらはお金がないのではなく、市長に足りないのは市民や事業者に寄り添う姿勢であり、「福祉の心」であります。こうした点でも予算案を認めることはできません。現在、市政を取り巻く環境は人口減少、少子高齢化、地域産業の低迷など、難問が山積しておりますが、市長が掲げた政策や公約に対する取組をはじめ、市政のあらゆる問題についても絶えず市民目線で考えることが求められております。そして、何よりも公正で民主的な政治姿勢を基本とした市政運営を行うとともに、本当の意味で「市民のいのちと生活を守る」ことが重要となります。今後、地方自治のさらなる発展と市民にとってもっと住みよく魅力あるまちとするための市政運営を強く求めて、意見いたします。

吉津委員長 ほかに、ご意見はございませんか。

綾城委員 私は、修正案に反対の立場、そして議案第8号「令和5年度門市一般会計予算」案について反対の立場で討論を行います。まず、修正案に反対のほうですが、ハローベイビー応援給付金の2,000万円の修正案が出されました際に、自らが討論でこの度の予算に大変近いものを提案しております。よって、修正案に賛成することはできません。続いて、令和5年度長門市一般会計予算に

について、反対の立場で討論を行います。この度の予算案は、不安定な社会情勢の中で、市民生活に直結する大切な予算と考えております。また、江原市長の1期目の集大成となる予算編成であり、予算は市長の政治姿勢を写す鏡であることから、どのような予算を提案されるのか、注意深く見てまいりました。個別の事業で言えば、今回の当初予算については、江原市長の想いや議会からの要請でもあった「子育て支援施策の充実」について、一部、学校給食無料化や高校生の医療費の所得制限の撤廃などが当初予算に盛り込まれなかつたことは非常に残念であります。すぐ赤ちゃん応援券、入学エール給付金、修学旅行費補助などの新規事業の導入については一定の評価をしております。また、がん検診受診率向上対策事業では、がん検診の自己負担金の軽減見直しを行つたことなどは率直に感謝申し上げるとともに、観光地トイレの洋式化など、評価すべき事業、認めるべき事業はたくさんございます。一部の事業を認めないからといって全てを否定するものではありませんが、しかしながら、令和5年度の予算全体に貫かれた江原市長の考え方について見過ごすことができない点があり、今回は反対の立場から討論を通じて、予算案に対する自身の考え方を述べたいと思います。令和5年度長門市一般会計当初予算では、「人口減少に立ち向かい、新たなステージへ導く予算」と位置づけ、市民目線のまちづくり、生活基盤の充実によるまちづくり、地域経済の活性化によるまちづくりの3点を重点施策とした予算編成をしております。まず、反対の理由の大きな一つが「市民のいのちと生活を守る」という市長の基本理念が、今回の予算案のどこに貫かれているのか見てこないことです。重点施策1の市民目線のまちづくりでは、コロナ禍や物価高騰による市民生活、地域活動への影響は大きく「今何が必要で、何をしなければならないのか」市民の声と地域の思いをしっかりと受け止め、真に必要な施策を講ずることにより、市民が主役、市民目線のまちづくりを進めるというふうにしております。また、限られた財源を有効活用し、緊急性や効果等を考慮しながら、重点的に予算配分を行つておられます。しかしながら、令和5年度当初予算案では、コロナ禍や物価高騰等に対応した新たな経済対策や生活支援について、ほぼ予算措置されておりません。逆に市長は、重点施策として企業誘致による地域経済活性化を掲げており、企業誘致に対する優遇措置の更なる充実を図ることにより、第一次産業から第三次産業まで、あらゆる分野を対象として積極的に企業誘致を進めると力強く述べておられます。また、三隅地区の既存施設を活用し、ITベンチャー企業集積拠点施設を整備することとし、令和5年度当初予算では戦略的産業基盤強化事業として1億451万4,000円を計上しており、そのうちIT拠点施設設計業務や土地建物購入にかかる予算を5,880万2,000円計上しております。困窮した市民生活や疲弊しきった市内経済に想いを巡らせば、今優先してやるべきことは、市民生活に対する支援や地場産

業に対する下支えを行うことではないでしょうか。決して企業誘致がいけないとは申しません。企業誘致はこれまでも行われてきた事業ですし、都市部に集中した企業を地方へ分散させるという政策でもあり、何も目新しい事業ではございません。新しい産業の創出や雇用の場の確保につながり、新たな人の交流や地域の活性化、時には地場産業への波及効果が期待できるものもあるかもしれませんし、税収に大きく貢献する場合もあるかもしれません。ですが、今地場産業がとても痛んでいるときに、市民生活が悲鳴をあげているときに、「積極的な企業誘致だ」と声高に前面に押し出して、決して少なくない大きな予算を投資することが、限られた財源の中で今優先してやるべきことなのでしょうか。「市民のいのちと生活を守る」と口で言ってきたことと、実際にやっていることがあまりにも違うのではないかでしょうか。今回の IT 関連企業等集積拠点整備関連事業では、最終的な総事業費は約 7 億 8,000 万円としております。財源については、国の交付金や有利な起債等を活用し市の持ち出しを減らすとしており、財源の確保については評価致しますが、これまで江原市長自らが、選挙戦や市長就任直後から公言されてきた「費用対効果の検証」について、今回全く検証されておりません。その理由として、分科会審査の執行部答弁では、「この施設そのものは、費用対効果の考え方には当てはまらない。一番正しいのは、費用対効果ではなく、国に提出している KPI の目標値を達成していくという考え方方が妥当」という見解を示されています。正直驚きました。また、KPI の目標値があるのであれば、そこから費用対効果は算出できます。何社来て、何人雇用が生まれ、消費活動が行われ、税収がどのくらい増えるのか計算するのは至極当たり前のことではないでしょうか。まずはそこを検証した上で、事業実施に取り掛かるべきではないでしょうか。その前提がない段階で、この事業の可否を判断することは難しいと考えております。都合の良いときは「費用対効果」を持ち出し、都合が悪くなると「この事業は費用対効果には当てはまらない」と開き直る。では、一体どんな事業なら費用対効果の検証の対象となるのでしょうか。この事業が対象とならないのならば、ほかに対象となる事業なんてあるのでしょうか。費用対効果の検証は、当選して直後、市民の皆さんに約束したことなのではないでしょうか。そういう市長のご都合主義の政治姿勢に大変不信感を抱いております。さらに、分科会審査では、IT 企業に入っていただいて 5 年後には出ていただき、空き地などに拠点化してもらう。そうして IT 企業の 20 社がどんどんぐるぐる回っていくので、20 社そのものが埋まって終わりではなく、どんどんぐるぐる回って地域に効果を波及させていくことが概念だと述べておられましたが、正直申し上げて何を言われているのかよく分かりません。今回の整備がお試し的な場所であるのならば、現在既にあるしごとセンターのシェアオフィスと同じではないでしょうか。あるならば、しごとセンターのシェアオフィスは当初の目標を達

成しておりません。やってみなければ分からぬ部分があるかもしれません、IT企業など20社を誘致することそのものが至難の業かも知れないところに、埋めて終わりではなく、更にぐるぐる回転させるというわけですから、これは本当に実現可能な計画なのでしょうか。また、ほかの諸課題を差し置いて、今すぐ優先して取り掛からなければならない事業だったのか疑問です。また、IT企業を集積する必要性や運営方法に関しても、市内には入居募集している不動産が多くありますが、そういった空き物件の活用は本当に難しいのでしょうか。今回のように三隅地区の既存の施設の有効活用という視点自体は悪いことだとは思っておりませんし、事業費を抑える効果もあるでしょう。であるならば、未知数であるIT企業等の誘致集積拠点として整備するよりも、文教産業委員会の分科会審査でも課題となっていました教育支援センターの充実など、この施設を教育関連施設に有効活用することは考えられないのでしょうか。そもそも企業誘致には地域経済や市税収に大きなメリットを与えるものもありますが、ものによっては地場産業にデメリットを与える場合もあります。現在は、地元企業でも働き手が見つからないことから事業停止に追い込まれてしまうなど、人手不足も深刻化している中で、企業誘致は更に雇用の受け皿を増やすとする政策ですから、簡単に企業誘致といつても、戦々恐々としている地元事業者も少なくはないと思います。商売というものは、常に競争にさらされており、自然の摂理のなかで淘汰を繰り返しているものではありますけれども、今、地場産業が苦しいこのタイミングで、行政が声高らかに企業誘致を前面に押し出して積極的に進めるということは、政治的にそれ相当の覚悟が必要となります。そのあたりもしっかりと考えて方針を決めておられるのか疑問です。以上の理由から、この事業の可否については慎重にならざるを得ません。次に、市民活動推進費のコミュニティ創出支援事業については、これまで実施してきた「市民のキズナ創出事業補助金」に代わり今回新たに出てきた事業であり、コロナ禍の中で大きな地域課題となる部分にスポットを当て、コミュニティの創出、地域の活性化に向けた取組に対して支援を行うために創設された事業であります。そこで、今回突如終わりを迎えた「市民のキズナ創出事業補助金」であります。この事業は、7年間実施した「市民のちから応援補助金」を令和2年度をもって事業終了とし、令和3年度から「市民のキズナ創出事業補助金」としてリニューアルしたものです。そこから3年待たずして、また再々リニューアルということですが、一体何をやっているのでしょうか。令和4年度もコロナ禍の中で16件の申請実績がありました。アフターコロナに向けて、これからようやく市民活動が活発化してくるといったそのときに、市民の方に意見を聞く余裕も持たせず、突如事業の終了とはいががなものでしょうか。また、市民活動支援センターの名称決定についても、一般公募したのにも関わらず、最終的に応募した作品の中から選ばれていない

ことなど、市長の市民協働や市民活動に対する考え方に対する疑問を持っています。そんなことで、新たに設置した市民活動支援センターは機能するのでしょうか。最後に、先般、本会議場への手話通訳の設置について、市長の手話通訳に対する無理解な発言によって障害に関わる多くの人々に不快な思いをさせました。また、一般質問の答弁では、陳謝すると思いきや、あらためて「普通のことだ」との見解を示されました。これには深く失望いたしました。そして、市長がこんな調子では、日々プライドを持って働いている職員の皆さんモチベーションは下がるばかりです。本来であれば、市長自らが高い見識を持ち、職員を公僕としてあるべき姿へ導いていかなければならぬのですが、本当に大丈夫でしょうか。また、これは単に「聴覚障害者や手話通訳に対する無理解」のみにとどまらず、根本的に、江原市長のマイノリティーに対する愛情が足りないのだというふうに感じております。私は当選以来、この6年間、障害者福祉の充実と真の地域共生社会の実現を訴えてまいりました。そんな私にとっては、今回ることは簡単には受け入れがたく、市長任期最後の集大成であるこの令和5年度当初予算案が、このような見識にたつたものであるということに対して、私は断じて認めるわけにはまいりません。これらを主な理由として、議案第8号「長門市一般会計予算」に反対の討論といたします。以上です。

吉津委員長 ほかにご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないで、討論を終わります。採決します。なお、採決は挙手により行いますが、挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。まず、田村委員から提出された修正案について採決しますので、お間違えのないようにお願ひいたします。本修正案に賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手少数です。よって、田村委員提出の修正案は、否決されました。次に、原案について採決します。原案に賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を11時15分からとします。

— 休憩 11:00 —
— 再開 11:15 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第15号「令和5年度長門市一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

増田選挙管理委員会事務局長 本年4月23日に急遽執行されることになりました衆議院山口県第4区選出議員補欠選挙にかかります令和5年度に必要な執行

経費 2,260 万円を計上しているものであり、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないで、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり決定すること賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、予算決算常任委員会を休憩します。説明員の方は退席願います。委員の皆さんには自席で待機願います。

— 休憩 11：15 —
— 再開 11：27 —

吉津委員長 休憩前に引き続き、予算決算常任委員会を再開します。お手元に配付のとおり、議案第 8 号について、中平、早川、両委員から附帯決議案が提出されました。この際、提出者の趣旨説明を求めます。中平委員。

中平委員 お手元に配付のとおりでございます。皆さんのご賛同をよろしくお願ひいたします。

吉津委員長 以上で、趣旨説明は終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないで、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号に対し本附帯決議を付すことに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 8 号に本附帯決議を付すことに決しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 11：28 —